

渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定計画書



協定認定予定年月日 平成31年1月31日

協定加入目標軒数 64戸

協定事項の概要

渋温泉は千三百余年の昔、僧行基が諸国行脚の折りに発見したと伝えられて居ます。その後、隠れ湯として好まれた武田信玄公より寄進が有り、後の徳川時代には松代藩主の領と成りました。佐久間象山や多くの文人墨客が逗留滞在した記録が残り、古い歴史が有ります。そんな中、古い歴史と面影を残しつつ、現代的な住み易い機能に刷新・改装するに付け、地域としての景観づくりの住民協定を結びます。

◎計画概要

- (1)温泉街の沿道に面した建築物や屋外広告物は、竹や木材・石材及びそれに準ずる材質・色調とし、石畳や周囲の街並みに調和する様に努め、極力和風とする。
- (2)温泉街の沿道や空地は、出来る限り緑化造園に努める。
- (3)照明や電装看板は、極力街並みや景観に調和する様、照明の種類や色調・材質等を合せる様努める。
- (4)建築物の外壁や屋根等は、街並みや景観に調和させ、素材や色調を十分吟味し、木材に準じた色(茶色・焦げ茶色・柿色・等)や瓦・漆喰に準じた色(白色・灰色・黒色・等)にする。
- (5)建築後及び植栽後は、破損や腐敗・管理不足の無い様、補修や再塗装・剪定等、適正な管理を行う。

◎住みよい地域づくり(協定者は住民協定の他に住民や観光客が、住み易く心地の良い地域を目指して次の事項に努めます。)

- (1)子供達や地域住民・観光客の安全の為、歩道や小路の清掃・美化に努めます。
- (2)公共施設等や空地の等、清掃や花等を植えて美観に努めます。
- (3)玄関や指定場所等に、組や地域が指定した祭典物品やしめ縄等の取付けや掲示・掲揚に努める。

渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定

(目的)

第1条 本協定は、渋湯組地域の歴史と伝統を継承しつつ、機能的で情緒豊かな温泉街のまちづくりを目指すことを目的とします。

(名称)

第2条 本協定の名称は、「渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定」とします。

(協定の適用区域)

第3条 本協定の適用区域は、渋湯組区域内の全域とします。

(協定の締結)

第4条 本協定は、渋湯組区域内の住民等(土地所有者及び建物所有者並びに賃借人を含む)の3分の2以上の合意により、締結します。(以下協定を締結した者を「協定者」といいます。)

(組織)

第5条 本協定の運営に関し、渋温泉 渋湯組地域景観づくり住民協定協議会(以下「渋湯組景観協議会」といいます。)を組織します。

(役員を選任)

第6条 渋湯組景観協議会には、次の役員を置くこととします。

会長	1名
副会長	1名
副会長兼庶務	1名
副会長兼会計	1名
幹事	若干名

2 会長は渋湯組惣代、副会長は渋湯組副惣代とします。

3 正副会長以外の役員は、渋湯組協議員で組織します。

(役員の仕事及び任務)

第7条 会長は渋湯組景観協議会を代表し、協議事項を総括するものとします。

2 副会長は会長の補佐及び代理をするものとします。

3 幹事は協定事項の運営にあたるものとします。

4 正副会長及び役員の仕事は1年(渋湯組協議員の仕事期間内)とし、再任もできるものとします。

(役員会)

第8条 役員会は必要に応じて、会長が副会長と幹事を招集することとします。

(総 会)

第9条 総会は協定者の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立とし、出席者の過半数の賛成をもって議案可決とします。ただし本条第2項(1)の事項は、第12条によることとします。

2 総会では、次の事項を審議します。

- (1) 協定事項の改定及び廃止に関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(事務局及び事務所)

第10条 渋湯組景観協議会の事務局は協議会長宅に置き、事務所は山ノ内町大字平穏2112番地1(渋温泉コミュニティ消防センター)に置きます。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、任期満了前に改定及び廃止の申し出が無かった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第12条 本協定の内容改定及び廃止は、第4条同様協定者の3分の2以上の合意をもって行うものとし、

(補 則)

第13条 本協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附 則

本協定に定める事項の他、協定事項に疑義が生じた場合は、渋湯組景観協議会が処理をします。

この協定は、平成31年2月1日から適用とします。

平成 31 年 1 月 31 日

渋温泉 渋湯組景観づくり住民協定協議会
代 表 渋 湯 組 惣 代